

No.834 特許法第 36 条第 1 項で規定した発明の同一性可否を判断する基準

2015. 5. 8 宣告 事件番号 2014-8175 登録無効（特）

判示事項 特許法第 36 条第 1 項で規定した発明の同一性可否を判断する基準

判決要旨 名称が「多用途パイプ連結リング及びこれを利用した連結方法」である特許発明と比較対象発明は技術的構成に差があって、その差によって特許発明には比較対象発明と異なるパイプ連結作業の便宜性が増大される等の新たな作用効果が発生するので、二つの発明を等しいとすることはできない。

参照条文 特許法第 36 条第 1 項、第 3 項